

## 申24号 職場の声を無視した技術指導担当の指定に関する緊急申し入れ

1項：新規運転士の技術指導担当の指定の際には、現場の運転指導員の意見を最大限に尊重すること。また、現場指導員の推薦する技術指導担当を変更する際には、理由を明確にし、指導員に伝えること。

《回答》本人の適正等を総合的に勘案し、決定することとなる。

(組) 山形運輸区で指導指定された人のうち2名が違う人だった。すでに指導をする打診のあった社員は指導のための準備もしている。明確な理由もないまま変更されたことには不満の声もある。明確な説明をするべきではないか。今回の件で職場でどのような声があるかと聞いているか。

(会) この申し入れでこういった声があると認識したが、山形運輸区から運車部の方にどうこうという声は聞いていない。短いスパンの中で決めていかなければならないという事で確定する前に声をかけるのはしかたないが、伝え方が確定したかのように伝えてしまったことは指導していきたい。しっかりとコミュニケーションをとるように改善していきたい。あくまで指導員の推薦を受けて、決定するのは支社で決める。

(組) 今までには指導が推薦されれば覆ることがなかったと思うが。

(会) 決定したのが覆ったわけではないが、基本的に支社と現場長とやり取りをして最終的に決定する。

(組) 話をされたことを覆されるのは当人的にはショックもある。指導指定の明確な基準とかはあるのか。

(会) 教えるにあたっての技量技術もあるし、その他もろもろを勘案している。

(組) 乗務員の知識・技量を含め、現場の指導員が一番把握している。その上で推薦しているのを理由もなく覆されるのは現場の声としては納得できない。

(会) 何もなしで決めるわけではないので、しっかりとコミュニケーションを取ったうえで、可能性として伝えていかなければならない。その意識をやっていかなければならない。基本的には、指導員が推薦して、管理者から支社に報告を受けて、最終的に支社と区長で話をして決める。指導員の声が入っていないというわけではない。

職場を熟知しているのは現場指導員である。現場社員の声としては納得出来るものではない。不満を解消していくためのコミュニケーションをとっていく事を確認！

7項：概ね3年で指導操縦者に指定され、技術指導担当の指定を行う場合、主任職や主務職以上とする職名による指定条件を設けないこと。

《回答》任用の基準に則り、取り扱うこととなる。

(組) 職場では主任じゃないからではないかという声も出ていたが、その辺はどうなのか。

(会) 主任をってるからというのではない。他の職場で主任じゃなくてもいる。総合的にみて決めてる中で主任の人が多いというだけであると思う。

(組) 職名による明確な基準はないということでもいいか。

(会) 職場の中での、ある一定の考え方の中であったりするかもしれないが、支社としてのそういった基準はない。

(組) 結局のところ、明確な理由を示さないことが、そういった声が出てくる原因だと思う。コミュニケーション不足があることはしっかりと指導をしてもらいたい。

(会) 了解した。